

# 一般就労中の就労系障害福祉サービスの 一時的な利用(復職支援)について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

# 一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用

従来より、民間企業等に就職した障害者の定着等に向けて、雇用施策や福祉施策による支援を行ってきた。令和4年の法改正では、既存の支援策に加えて、一般就労への移行や継続を障害者のニーズに応じて柔軟に支援するため、一般就労中の障害者でも、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることとなった。【令和6年4月1日施行】

## 法令上新たに位置づけ

### 1. 雇用後に労働時間を延長しようとする場合

- 企業等での働き始めに、**概ね週10時間以上20時間未満から段階的に労働時間の延長を図ろうとする場合**、就職前にサービスを受けていた事業所を引き続き利用できるものとする。
- 利用期間：原則3か月から6か月以内（延長が必要な場合は合計1年まで）※円滑な職場定着が図られるよう、個々の状況に応じて設定

生活リズムの維持、雇用先の企業等と事業所との情報共有、合理的配慮の内容等についての調整等を通じ、円滑な一般就労への移行を目指す。



### 2. 休職から復職しようとする場合

- 休職からの復職**の際に、支援を受けることにより復職することが適当と企業及び主治医が判断している場合に、復職に向けてサービスを利用することを可能とする。
- 利用期間：企業の定める休職期間の終了までの期間（上限2年）

復職に必要な生活リズムの確立、体力や集中力の回復、主治医や産業医との連携等を通じ、円滑な職場復帰を目指す。



## 従来の運用を踏まえて通知上に明記

### 3. 概ね週10時間未満の労働時間で一般就労へ移行した場合

- 就労移行支援**の利用を経て、企業等で概ね週10時間未満であることを目安として一般就労し、引き続き**訓練を受けながら働くことが勤務時間等を増やす**ことにつながる場合や、**新たな職種への就職を希望しており支援が必要**と判断された場合、また、**就労継続支援**の利用者で、企業等で概ね週10時間未満であることを目安として、**非常勤のような形態で一般就労**している利用者（通常の事業所に雇用されることが困難な障害者）が対象。
- 利用期間：就労移行支援の場合、標準利用期間（2年間）、最大で3年間。就労継続支援の場合、特段の定めなし。



第五条 （略）

2～12 （略）

13 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、主務省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

## 一般就労中の一時的な利用に関する類型

|                               | 就労移行支援                                                     | 就労継続支援 A 型                                                      | 就労継続支援 B 型                |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 通常の事業所に雇用された後に労働時間を延長しようとする場合 | 労働時間延長支援型                                                  | 労働時間延長支援型<br>※就労移行支援と同じ条件                                       | 労働時間延長支援型<br>※就労移行支援と同じ条件 |
| 休職からの復職を目指す場合                 | 復職支援型                                                      | 復職支援型<br>※就労移行支援と同じ条件                                           | 復職支援型<br>※就労移行支援と同じ条件     |
| 概ね10時間未満の所定労働時間で一般就労へ移行した場合   | 就労移行支援短時間型<br>・勤務時間や労働日数を増やすこと<br>・新たな職種への就職を希望<br>・利用期間あり | 就労継続支援短時間型<br>・非常勤のような形態で一般就労している（通常の事業所に雇用されることが困難）<br>・利用期間なし |                           |

※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援と就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

# 休職からの復職を目指す場合（復職支援型）

## 就労移行支援・就労継続支援A型/B型

令和6年3月29日付け「就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について」より抜粋

### 目 的

復職に必要な生活リズムの確立、体力や集中力の回復、主治医や産業医との連携等を通じ、円滑な職場復帰を目指すことを目的とする。

### a 対象者

通常の事業所に雇用されている障害者であって、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの

### b 利用条件

以下の条件をいずれも満たした場合に利用できるものとする。

- (a) 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない又は困難である場合
- (b) 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る診断をした主治医が、就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合
- (c) 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

# 休職からの復職を目指す場合（復職支援型） 就労移行支援・就労継続支援A型/B型

令和6年3月29日付け「就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について」より抜粋

## c 支給決定に当たっての留意事項

bの(a)及び(b)の要件に該当するかについては、以下のiからiiiまでの書類の提出により、確認を行うこと。

### i 雇用先企業からの資料

当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類

### ii 休職に係る診断をした主治医からの資料

当該主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類

### iii 相談支援事業所（申請者）からの資料

地域における就労支援機関である障害者職業センター等による復職支援の利用が困難であることや、地域における医療機関による復職支援が見込めないことを示す書類（ただし、セルフプランの場合には、申請者が作成する同様の書類。この場合、市町村は、地域における就労支援機関及び医療機関による復職支援の実施状況等を調査した上で、支給決定の可否を判断すること。）また、令和6年3月31日以前に支給決定された場合については、令和6年4月以降の受給者証の更新の際に、上記要件を満たしていることについて、同様の書類の提出をもって確認した上で、支給決定を更新すること。

## d 利用期間

支給決定期間は、1か月から6か月までの範囲内で月を単位として定めること。利用期間については、企業の定める休職期間の終了までの期間（上限2年）とする。

# 休職からの復職を目指す場合（復職支援型） 自立訓練等

## e 自立訓練等の利用

一般就労している障害者が休職し、復職支援として生活介護や自立訓練を利用する場合についても、b（a）～(c)と同様の要件を確認できた場合にのみ、支給決定を行っても差し支えないこととする。その際、c i ～ iii で作成する同様の書類により、要件を満たしているか、確認すること。

# 休職から復職を目指す場合

## イメージ

### 療養期間

- 本人が所属企業への復職を希望している
- 留意事項通知にある【実施条件】をいずれも満たす場合に実施

### 一時利用

(企業の定める休職期間の終了までの期間・上限2年)

週1～5日程度

#### 訓練・作業等による支援

- ・生産活動の機会を活用する等して、体力や集中力の向上や復職後の業務遂行に必要なスキルや対処方法の習得に向けた訓練を実施

#### 生活リズムの確立

- ・段階的に通所頻度を増やし、復職に必要な生活リズムを確立する

#### 企業、医療機関等との連携

- ・支援の進捗状況等を企業、医療機関等と共有する等、一時利用実施事業所が関係者との連携を図る
- ・企業における復職プロセスに沿いながら支援を実施

### 同一事業所による定着支援 (6か月間)

1～2週間に1回程度

#### 生活面等の相談

- ・職場訪問や終業後の通所等を通じて、職業生活上の相談等を必要に応じて実施

#### 企業等との調整

- ・職場での状況確認、関係機関との連絡調整をしながら、復職後の状況確認を行う

### 就労定着支援 (最大3年間)

月1回程度

#### 生活面等の相談

#### 企業等との調整

職場復帰日

就労定着支援  
開始までの起算日

# 一般就労中の企業における支援と就労系障害福祉サービスの一時的な利用による支援の連携による効果

## 休職からの円滑な復職のための就労系障害福祉サービスの一時的な利用

イメージ

イメージ

一時利用を活用する事例のイメージ

- 例1（精神障害）：主治医から復職に向けた訓練は許可されたものの、生活リズムにはまだ波があり、継続した通勤や終日の作業遂行に不安があるため、段階的な慣らしが必要。
- 例2（高次脳機能障害）：就業中に受障して休職中。復職に向けて、復職後の業務遂行に向けた訓練や、自身の障害特性を踏まえた必要な対処の練習が必要（例：メモの取り方、確認の励行等）。

就業中

療養

休職

一時利用

復職

6ヶ月間の  
定着支援

生活リズムの確立、体力・集中力の向上

段階的に通所頻度を増やし、復職に必要な生活リズムを確立すると共に、生産活動の機会を活用する等して、体力や集中力の向上や、復職後の職務に向けた訓練を受けることが可能に。

企業、産業医、主治医との連携

進捗状況を共有するなど、事業所が企業、産業医、主治医と連携を図ることで、企業における復職プロセスに沿った対応が可能に。

相談を中心とした定着支援に移行

職場訪問や終業後の通所等を通じて、職業生活上の相談等を引き続き受けることも可能。

一時利用により期待される効果

段階的な通所や生産活動の機会を通じて、復職に向けた生活リズムの確立や体力の維持向上等が図られ、円滑な職場復帰の促進に繋がる。

# **参考資料**

## **(各サービス概要)**

# 就労移行支援

## ○対象者

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者
  - 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする障害者
- ※ 休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者として取り扱う。
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能

## ○サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
  - 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施
  - 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定
- ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

## ○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 6:1以上
- 生活支援員 }
- 就労支援員 → 15:1以上

## ○報酬単価（平成30年報酬改定以降、定員規模別に加え、就職後6月以上定着した割合が高いほど高い基本報酬）

### 基本報酬

<定員20人以下の場合>

| 報酬区分       |          | 基本報酬      |
|------------|----------|-----------|
| 就職後6月以上定着率 | 5割以上     | 1,210単位/日 |
|            | 4割以上5割未満 | 1,020単位/日 |
|            | 3割以上4割未満 | 879単位/日   |
|            | 2割以上3割未満 | 719単位/日   |
|            | 1割以上2割未満 | 569単位/日   |
|            | 0割超1割未満  | 519単位/日   |
|            | 0        | 479単位/日   |

※ 上表以外に、あん摩等養成事業所である場合の設定、定員に応じた設定あり  
(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

### 主な加算

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

#### 移行準備支援体制加算 41単位

⇒ 施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合

#### 地域連携会議実施加算 583単位/回

⇒ 支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間(最大3年間)を通じ、所定単位数を加算する。

※ R3年新設

※サービス管理責任者が会議に参加せず、職業指導員、生活支援員又は就労支援員が会議に参加し、前後にサービス管理責任者に情報共有する場合は、408単位/回

#### 就労支援関係研修修了加算 6単位

⇒ 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合

#### 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

⇒ Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合

⇒ Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合

※ H30～資格保有者に公認心理師、作業療法士を追加

⇒ Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

## ○事業所数

2,724 (国保連令和 8 年 4 月実績)

## ○利用者数

38,588 (国保連令和 8 年 4 月実績) 10

# 就労継続支援A型

## ○ 対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
  - 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

## ○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- 最低賃金含め、労働関係法令の適用あり
- 利用期間の制限なし

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員  
生活支援員 } 10:1以上

## ○ 報酬単価（令和3年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、算定されるスコアによって基本報酬を算定）

### 基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5：1の場合>

| 報酬区分 |              | 基本報酬    |
|------|--------------|---------|
| スコア  | 170点以上       | 791単位/日 |
|      | 150点以上170点未満 | 733単位/日 |
|      | 130点以上150点未満 | 701単位/日 |
|      | 105点以上130点未満 | 666単位/日 |
|      | 80点以上105点未満  | 533単位/日 |
|      | 60点以上80点未満   | 419単位/日 |
|      | 60点未満        | 325単位/日 |

### 主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15～70単位/日

※ 定員規模に応じた設定

就労移行支援体制加算 50～93単位/日

※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3～見直し

就労移行連携加算 1,000単位(1回に限り)

※ 就労移行支援に移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者に対して提供している場合に加算 ※ R3～新設

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合

⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合

※ H30～資格保有者に公認心理師を追加

⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



## ○ 事業所数

4,330（国保連令和 8 年 4 月実績）

## ○ 利用者数

87,251（国保連令和 8 年 4 月実績）11

# 就労継続支援B型

## ○ 対象者

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者
- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労選択支援事業者(近隣に就労選択支援事業所がない等の場合においては、就労移行支援事業者等)によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
- ④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

## ○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員  
生活支援員 } 10:1以上

## ○ 報酬単価 (令和3年報酬改定以降、2種類の報酬体系)

### 基本報酬の体系(いずれかを選択)

#### (1)「平均工賃月額」に応じた報酬体系

| 平均工賃月額         | 基本報酬    |
|----------------|---------|
| 4.5万円以上        | 837単位/日 |
| 3.5万円以上4.5万円未満 | 805単位/日 |
| 3万円以上3.5万円未満   | 758単位/日 |
| 2.5万円以上3万円未満   | 738単位/日 |
| 2万円以上2.5万円未満   | 726単位/日 |
| 1.5万円以上2万円未満   | 703単位/日 |
| 1万円以上1.5万円未満   | 673単位/日 |
| 1万円未満          | 590単位/日 |

※ 定員20人以下、人員配置6:1の場合

#### (2)「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

| 定員    | 基本報酬    |
|-------|---------|
| 20人以下 | 584単位/日 |

※ 人員配置6:1の場合

#### 【独自の加算】

- **地域協働加算 30単位/日**  
就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。
- **ピアサポート実施加算 100単位/月**  
利用者に対し、一定の支援体制のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算。

### (1)及び(2)共通の主な加算

#### 就労移行支援体制加算 5～93単位/日

※ 基本報酬の区分等に応じ、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数ごとに加算

#### 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)

15、10、6単位

- ⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
- ⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
- ⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

#### 食事提供体制加算、送迎加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

## ○ 事業所数

20,401 (国保連令和 8 年 4 月実績)

## ○ 利用者数

432,419 (国保連令和 8 年 4 月実績)12

# 自立訓練(生活訓練)

## ○ 対象者

■ 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者（具体的には次のような例）

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等を目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等

## ○ サービス内容

- 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、日常生活動作能力の維持及び向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
- 生活支援員 6:1以上(1人は常勤)

## ○ 報酬単価（令和6年4月～）

### ■ 基本報酬

#### 通所による訓練

|           |       |            |       |
|-----------|-------|------------|-------|
| 利用定員20人以下 | 776単位 | 利用定員61～80人 | 633単位 |
| “ 21～40人  | 693単位 | “ 81人以上    | 595単位 |
| “ 41～60人  | 659単位 |            |       |

#### 訪問による訓練

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 所要時間1時間未満の場合      | 265単位 |
| 所要時間1時間以上の場合      | 606単位 |
| 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 | 779単位 |

### ■ 主な加算

#### 個別計画訓練支援加算

- (Ⅰ) 社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等が作成した個別訓練実施計画に基づいて、障害特性や生活環境等に応じた訓練を行い、かつ当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表している場合 47単位
- (Ⅱ) 社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等が作成した個別訓練実施計画に基づいて、障害特性や生活環境等に応じた訓練を行った場合 19単位

#### 高次脳機能障害者支援体制加算

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合 41単位

○ 事業所数 1,369(国保連令和8年4月実績)

○ 利用者数 16,115(国保連令和8年4月実績)